

北上市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

北上市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年北上市規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(介護給付費等又は地域相談支援給付費等の申請) 第2条 法第19条に規定する介護給付費等、法第34条に規定する特定障害者特別給付費、法第51条の6第1項に規定する地域相談支援給付費等及び法第70条に規定する療養介護医療費の支給の申請は、 <u>障害福祉サービス費等支給申請書（様式第1号）</u> に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。 (1) <u>世帯状況・収入等申告書（様式第2号。ただし地域相談支援給付費等に係る申請を除く。）</u> (2) <u>法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証又は法第51条の7第8項に規定する地域相談支授受給者証（当該申請をする者が現に支給決定又は地域相談支援給付決定を受けている場合に限る。）</u> (障害支援区分の認定等) 第3条 市長は、法第21条第1項の規定により、申請者の障害支援区分の認定を行ったときは、 <u>障害支援区分認定通知書（様式第3号）</u> により申請者に通知するものとする。 (介護給付費等の支給決定又は地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定の通知等)	(介護給付費等又は地域相談支援給付費等の申請) 第2条 法第19条に規定する介護給付費等、法第34条に規定する特定障害者特別給付費、法第51条の6第1項に規定する地域相談支援給付費等及び法第70条に規定する療養介護医療費の支給の申請は、 <u>支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書</u> により市長に申請するものとする。
	(障害支援区分の認定等) 第3条 市長は、法第21条第1項の規定により、申請者の障害支援区分の認定を行ったときは、 <u>障害支援区分認定通知書</u> により申請者に通知するものとする。 (介護給付費等の支給決定又は地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定の通知等)

第4条 市長は、法第19条に規定する介護給付費等、法第34条に規定する特定障害者特別給付費、法第51条の6に規定する地域相談支援給付費等及び法第70条に規定する療養介護医療費の支給の申請に対し支給決定又は地域相談支援給付決定を行ったときは、介護給付費等、特定障害者特別給付費、療養介護医療費、地域相談支援給付費支給決定兼利用者負担額減額、免除決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、法第19条に規定する介護給付費等、法第34条に規定する特定障害者特別給付費及び法第70条に規定する療養介護医療費の支給の申請に対し支給決定を行ったときは、障害福祉サービス受給者証（様式第5号）及び療養介護医療受給者証（様式第6号）（以下「受給者証」という。）を申請者に交付する。

3 市長は、法第51条の6に規定する地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定を行ったときは、地域相談支援受給者証（様式第7号）を申請者に交付する。

4 市長は、第2条に規定する申請を却下するときは、介護給付費等、特定障害者特別給付費、療養介護医療費、地域相談支援給付費支給申請却下通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（介護給付費等の支給決定の変更申請）

第5条 法第5条第24項に規定する支給決定障害者等は、法第24条第1項の規定による支給決定の変更を必要とするときは

第4条 市長は、法第19条に規定する介護給付費等、法第34条に規定する特定障害者特別給付費、法第51条の6に規定する地域相談支援給付費等及び法第70条に規定する療養介護医療費の支給の申請に対し支給決定又は地域相談支援給付決定を行ったときは、支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、法第19条に規定する介護給付費等、法第34条に規定する特定障害者特別給付費及び法第70条に規定する療養介護医療費の支給の申請に対し支給決定を行ったときは、障害福祉サービス受給者証及び療養介護医療受給者証（以下「受給者証」という。）を申請者に交付する。

3 市長は、法第51条の6に規定する地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定を行ったときは、地域相談支援受給者証を申請者に交付する。

4 市長は、第2条に規定する申請を却下するときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（介護給付費等の支給決定の変更申請）

第5条 法第5条第24項に規定する支給決定障害者等は、法第24条第1項の規定による支給決定の変更を必要とするときは

、障害福祉サービス費等支給変更申請書（様式第9号）により市長に申請するものとする。

（障害支援区分の認定変更等）

第6条 市長は、前条の規定に基づき変更申請した者の障害支援区分を変更認定したときは、障害支援区分変更認定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（介護給付費等の支給決定変更の通知等）

第7条 市長は、支給決定の変更を行ったときは、介護給付費等、特定障害者特別給付費、療養介護医療費兼利用者負担額減額、免除変更決定通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとし、支給決定を変更しないときは、介護給付費等、特定障害者特別給付費、療養介護医療費兼利用者負担額減額、免除変更申請却下通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（介護給付費等の支給決定又は地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定の取消し）

第8条 市長は、法第25条の規定により支給決定を取り消したとき又は法第51条の10により地域相談支援給付決定を取り消したときは、介護給付費等、特定障害者特別給付費、療養介護医療費、地域相談支援給付費支給決定取消通知書（様式第13号）により支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に通知するものとする。

（介護給付費等又は地域相談支援給付費等の申請内容の変更の届出）

、支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書により市長に申請するものとする。

（障害支援区分の認定変更等）

第6条 市長は、前条の規定に基づき変更申請した者の障害支援区分を変更認定したときは、障害支援区分変更認定通知書により申請者に通知するものとする。

（介護給付費等の支給決定変更の通知等）

第7条 市長は、支給決定の変更を行ったときは、支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書により申請者に通知するものとし、支給決定を変更しないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（介護給付費等の支給決定又は地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定の取消し）

第8条 市長は、法第25条の規定により支給決定を取り消したとき又は法第51条の10により地域相談支援給付決定を取り消したときは、支給（給付）決定取消通知書により支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に通知するものとする。

（介護給付費等又は地域相談支援給付費等の申請内容の変更の届出）

第9条 第4条の介護給付費等の支給決定又は地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定後に第2条の申請内容に変更が生じたときは、当該申請者は、介護給付費等、特定障害者特別給付費、療養介護医療費、地域相談支援給付費支給申請内容変更届出書（様式第14号）により市長に届出するものとする。

（特例介護給付費等、特例特定障害者特別給付費又は特例地域相談支援給付費の支給申請）

第10条 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者は、法第30条に規定する特例介護給付費等、法第35条第1項に規定する特例特定障害者特別給付費又は法第51条の15第1項に規定する特例地域相談支援給付費を受けようとするときは、特例介護給付費等、特例特定障害者特別給付費、特例地域相談支援給付費支給申請書（様式第15号）により市長に申請するものとする。

（特例介護給付費等、特例特定障害者特別給付費又は特例地域相談支援給付費の支給決定の通知等）

第11条 市長は、前条の申請があったときは、支給の要否を決定し、特例介護給付費等、特例特定障害者特別給付費、特例地域相談支援給付費支給決定（申請却下）通知書（様式第16号）により申請者に通知するものとする。

（計画相談支援給付費の支給申請）

第13条 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、障害福祉サー

第9条 第4条の介護給付費等の支給決定又は地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定後に第2条の申請内容に変更が生じたときは、当該申請者は、申請内容変更届出書により市長に届出するものとする。

（特例介護給付費等、特例特定障害者特別給付費又は特例地域相談支援給付費の支給申請）

第10条 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者は、法第30条に規定する特例介護給付費等、法第35条第1項に規定する特例特定障害者特別給付費又は法第51条の15第1項に規定する特例地域相談支援給付費を受けようとするときは、特例介護給付費等、特例特定障害者特別給付費、特例地域相談支援給付費支給申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

（特例介護給付費等、特例特定障害者特別給付費又は特例地域相談支援給付費の支給決定の通知等）

第11条 市長は、前条の申請があったときは、支給の要否を決定し、特例介護給付費等、特例特定障害者特別給付費、特例地域相談支援給付費支給決定（申請却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（計画相談支援給付費の支給申請）

第13条 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、計画相談支援

サービス費等支給申請書により市長に申請するものとする。

(計画相談支援給付費の支給決定の通知等)

第14条 市長は、前条の申請があったときは、計画相談支援対象者等であることの要否を決定し、計画相談支援給付費支給（却下）通知書（様式第19号）により、申請者に通知するものとする。

2 [略]

(指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の変更の届出)

第15条 計画相談支援対象者等は、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の変更をしたときは、計画相談支援変更届出書（様式第18号）に障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証を添付して市長に届け出るものとする。

(サービス等利用計画の検証期間の変更)

第16条 市長は、法第5条第24項に規定するサービス等利用計画を検証する期間（以下「モニタリング期間」という。）に変更が必要と認めた場合は、モニタリング期間変更通知書（様式第20号）により計画相談支援対象者等に通知するものとする。

(計画相談支援給付費の支給の取消し)

第17条 [略]

2 市長は、前項により計画相談支援対象者等の認定を取り消

給付費・障害児相談支援給付費支給申請書により市長に申請するものとする。

(計画相談支援給付費の支給決定の通知等)

第14条 市長は、前条の申請があったときは、計画相談支援対象者等であることの要否を決定し、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書により、申請者に通知するものとする。

2 [略]

(指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の変更の届出)

第15条 計画相談支援対象者等は、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の変更をしたときは、計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書を市長に届け出るものとする。

(サービス等利用計画の検証期間の変更)

第16条 市長は、法第5条第24項に規定するサービス等利用計画を検証する期間（以下「モニタリング期間」という。）に変更が必要と認めた場合は、モニタリング期間変更通知書により計画相談支援対象者等に通知するものとする。

(計画相談支援給付費の支給の取消し)

第17条 [略]

2 市長は、前項により計画相談支援対象者等の認定を取り消

すときは、計画相談支援給付費支給取消通知書（様式第21号）により計画相談支援対象者等に通知するものとする。

（受給者証又は地域相談支援受給者証の再交付の申請）

第18条 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者が受給者証又は地域相談支援受給者証の再交付を受けようとする時は、受給者証再交付申請書（様式第22号）により市長に申請するものとする。

2 [略]

（自立支援医療費の支給認定の申請等）

第19条 法第52条の規定による自立支援医療費（政令第1条の2第1号に規定する育成医療及び第2号に規定する更生医療に限る。以下同じ。）の支給認定を受けようとする者は、自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定（新規・再認定・変更）申請書（様式第23号）に、法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療を担当する医療機関に限る。）の医師の作成による意見書又は診断書を添付して市長に申請するものとする。

（自立支援医療費の支給認定の通知等）

第20条 市長は、自立支援医療費の支給認定を行ったときは、自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定（変更認定）通知書（様式第24号）により申請者に通知するとともに、自立支援医療（育成医療・更生医療）受給者証（様式第25号）。以下「医療受給者証」という。）を申請者に交付するもの

すときは、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書により計画相談支援対象者等に通知するものとする。

（受給者証又は地域相談支援受給者証の再交付の申請）

第18条 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者が受給者証又は地域相談支援受給者証の再交付を受けようとするときは、受給者証再交付申請書により市長に申請するものとする。

2 [略]

（自立支援医療費の支給認定の申請等）

第19条 法第52条の規定による自立支援医療費（政令第1条の2第1号に規定する育成医療及び第2号に規定する更生医療に限る。以下同じ。）の支給認定を受けようとする者は、自立支援医療費支給認定申請書に、法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療を担当する医療機関に限る。）の医師の作成による意見書又は診断書を添付して市長に申請するものとする。

（自立支援医療費の支給認定の通知等）

第20条 市長は、自立支援医療費の支給認定を行ったときは、自立支援医療支給認定決定通知書により申請者に通知するとともに、自立支援医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）を申請者に交付するものとし、支給認定を行わないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

とし、支給認定を行わないときは、自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定（変更認定）却下通知書（様式第26号）により申請者に通知するものとする。

（自立支援医療費の支給認定の変更の申請等）

第21条 前2条の規定は、法第56条第1項の規定に基づく支給認定を変更する場合に準用する。

（自立支援医療費の申請内容の変更の届出）

第22条 支給認定障害者等は、政令第32条第1項の規定により申請内容の変更をしようとするときは、自立支援医療（育成医療・更生医療）受給者証等記載事項変更届出書（様式第27号）により市長に届出するものとする。

（医療受給者証の再交付の申請）

第23条 支給認定障害者等は、政令第33条第1項の規定により医療受給者証の再交付を受けようとするときは、自立支援医療（育成医療・更生医療）受給者証再交付申請書（様式第28号）により市長に申請するものとする。

（自立支援医療費の支給認定の取消し）

第24条 市長は、法第57条第1項の規定により支給認定を取り消すときは、自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認

（自立支援医療費の支給認定の変更の申請等）

第21条 第19条の規定は、法第56条第1項の規定に基づく支給認定を変更する場合に準用する。

2 市長は、自立支援医療費の支給認定の変更を行ったときは、自立支援医療支給変更決定通知書により申請者に通知するとともに、医療受給者証を申請者に交付するものとし、支給認定を行わないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（自立支援医療費の申請内容の変更の届出）

第22条 支給認定障害者等は、政令第32条第1項の規定により申請内容の変更をしようとするときは、自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書により市長に届出するものとする。

（医療受給者証の再交付の申請）

第23条 支給認定障害者等は、政令第33条第1項の規定により医療受給者証の再交付を受けようとするときは、自立支援医療受給者証再交付申請書により市長に申請するものとする。

（自立支援医療費の支給認定の取消し）

第24条 市長は、法第57条第1項の規定により支給認定を取り消すときは、自立支援医療費支給認定取消通知書により支給

定取消通知書（様式第29号）により支給認定障害者等に通知するものとする。

（治療材料費の支給）

第25条 法第58条第3項各号に規定する自立支援医療費の給付のうち、治療材料の支給に要する費用の支給申請を行おうとする者は、自立支援医療（育成医療・更生医療）治療材料費支給認定申請書（様式第30号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請に対し支給決定をしたときは、自立支援医療（育成医療・更生医療）治療材料費支給認定書（様式第31号）を、支給の必要がないと認めたときは却下決定通知書（様式第26号）により申請者に通知するものとする。

（移送費の支給）

第26条 法第58条第3項各号に規定する自立支援医療費の給付のうち、移送費の支給に要する費用の支給申請を行おうとする者は、自立支援医療（育成医療・更生医療）移送費支給認定申請書（様式第32号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請に対し支給決定をしたときは、自立支援医療（育成医療・更生医療）移送費支給認定書（様式第33号）を、支給の必要がないと認めたときは却下決定通知書（様式第26号）により申請者に通知するものとする。

（補装具費の支給申請）

第27条 法第76条第1項の規定による補装具費の支給を受けようとする者は、補装具費支給申請書（様式第34号）に次に掲

認定障害者等に通知するものとする。

（治療材料費の支給）

第25条 法第58条第3項各号に規定する自立支援医療費の給付のうち、治療材料の支給に要する費用の支給申請を行おうとする者は、自立支援医療治療材料費支給認定申請書（様式第3号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請に対し支給決定をしたときは、自立支援医療治療材料費支給認定書（様式第4号）を、支給の必要がないと認めたときはその旨を申請者に通知するものとする。

（移送費の支給）

第26条 法第58条第3項各号に規定する自立支援医療費の給付のうち、移送費の支給に要する費用の支給申請を行おうとする者は、自立支援医療移送費支給認定申請書（様式第5号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請に対し支給決定をしたときは、自立支援医療移送費支給認定書（様式第6号）を、支給の必要がないと認めたときはその旨を申請者に通知するものとする。

（補装具費の支給申請）

第27条 法第76条第1項の規定による補装具費の支給を受けようとする者は、補装具費支給申請書に次に掲げる書類を添付

げる書類を添付して市長に申請するものとする。

(1) [略]

(2) 世帯状況・収入等申告書

(3) [略]

(補装具費の支給決定等)

第28条 市長は、補装具費を支給するときは、補装具費支給決定通知書（様式第35号）により申請者に通知するとともに、補装具費支給券（様式第36号）を申請者に交付するものとし、支給しないときは、補装具費支給申請却下通知書（様式第37号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補装具費の支給に当たっては、補装具費支給決定簿（様式第38号）に必要な事項を記載しておくものとする。

(高額障害福祉サービス等費の支給申請等)

第29条 支給決定障害者等は、法第76条の2第1項の規定による高額障害福祉サービス等費の支給を受けようとするときは、高額障害福祉サービス等費支給申請書（様式第39号）に領収書等の必要書類を添付して市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、高額障害福祉サービス等費の支給の要否を決定し、高額障害福祉サービス等費支給決定（申請却下）通知書（様式第40号）により申請者に通知するものとする。

(関係帳簿)

第31条 [略]

して市長に申請するものとする。

(1) [略]

(2) [略]

(補装具費の支給決定等)

第28条 市長は、補装具費を支給するときは、補装具費支給決定通知書により申請者に通知するとともに、補装具費支給券を申請者に交付するものとし、支給しないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請等)

第29条 支給決定障害者等は、法第76条の2第1項の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとするときは、高額障害福祉サービス等給付費支給申請書に領収書等の必要書類を添付して市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、高額障害福祉サービス等給付費の支給の要否を決定し、高額障害福祉サービス等給付費支給支給（不支給）決定通知書により申請者に通知するものとする。

(関係帳簿)

第31条 [略]

(申請書等の様式)

<p>(補則) 第32条 [略]</p>	<p><u>第32条</u> この規則に規定する申請書、届出書その他書類の様式 は、市長が別に定める。 (補則) 第33条 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号から様式第14号までを削り、様式第15号を様式第1号とし、様式第16号を様式第2号とする。

様式第17号から様式第29号までを削る。

様式第30号中「自立支援医療（育成医療・更生医療）治療材料費支給認定申請書」を「自立支援医療治療材料費支給認定申請書」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第31号中「自立支援医療（育成医療・更生医療）治療材料費支給認定書」を「自立支援医療治療材料費支給認定書」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第32号中「自立支援医療（育成医療・更生医療）移送費支給認定申請書」を「自立支援医療移送費支給認定申請書」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第33号中「自立支援医療（育成医療・更生医療）移送費支給認定書」を「自立支援医療移送費支給認定書」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第34号から様式第40号までを削る。

附 則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。